

審査報告

議案 審査報告書

一件

名 議案第二十六号 市道路線の変更について

二 委員会付託月日 昭和四十六年三月九日 (第一回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和四十六年三月十七日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十六年三月十七日

建設委員会

委員長 岩 田 博

福生市議会議長

石 川 信 殿

議案審査報告

議案審査報告書

- 一件 名 議案第二十七号 市道路線の廃止について
- 二 委員会付託月日 昭和四十六年三月九日（第一回福生市議会定例会）
- 三 委員会開会月日 昭和四十六年三月十七日 午前九時
- 本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

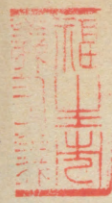
昭和四十六年三月十七日

建設委員会

委員長 岩 田 博

福生市議会議長

石 川 信 殿



審査報告

議案審査報告書

一件

名 議案第二十八号 市道路線の認定について

二 委員会付託月日 昭和四十六年三月九日（第一回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和四十六年三月十七日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十六年三月十七日

建設委員会

委員長 岩 田 博

福生市議会議長

石 川 信義 殿



審査報告

陳情 審査 報告 書

一件 名 陳情第十四号 収益事業（競輪）の開催権の付与団体加入に關

する陳情書

二 委員会付託月日 昭和四十五年十二月二十一日（第二回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和四十六年二月十七日 午前九時

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果次の理由により不採択すべきものと決定した。

理由

事情は了とされるも、他市との関係もあり現況は願意に副い難い。
右のとおり報告いたします。

昭和四十六年二月十七日

総務委員会

委員長 末 次 性 男

福生市議会議長

石 川 信 義 殿

閉会中の継続審査申出書

一件 名 請願第三号 零才児保育に関する請願書

二 付託年月日 昭和四十五年十二月二十一日 (第二回福生市議会定例会)

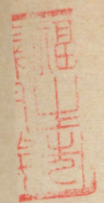
本委員会において、右事件審査中でありましたが、今会期中に審査を終了することが困難なので閉会中もさらに継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

昭和四十六年三月十五日

厚生委員会委員長 杉 本 皆 雄

福生市議会議長

石 川 信 義 殿



閉会中の継続審査申出書

一件

名

請願第一号 児童遊園地設置に関する請願書

一

付託年月日

昭和四十六年三月九日（第一回福生市議会定例会）

本委員会において、右事件審査中でありましたが、今会期中に審査を終了することが困難なので閉会中もさらに継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し上げます。

昭和四十六年三月十五日

厚生委員会委員長 杉本 皆雄

福生市議会議長

石川 信義 殿

閉会中の継続審査申出書

一件 名 陳情第七号 行政区域の変更に関する陳情書

二 付託年月日 昭和四十四年九月三十日（第三回福生町議会定例会）

本委員会において、右事件審査中でありましたが、今会期中に審査を終了することが困難なので閉会中もさらに継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

昭和四十六年三月十二日

総務委員会

委員長 末 次 性 男

福生市議会議長

石 川 信 義 殿

閉会中の継続審査申出書

一件 名 陳情第十一号 し尿浄化槽の汚物の収集許可に関する陳情書
二 付託年月日 昭和四十五年十月一日（第一回福生市議会定例会）

本委員会において、右事件審査中でありましたが、今会期中に審査を終了することが困難なので閉会中もさらに継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し上げます。

昭和四十六年三月十五日

厚生委員会委員長 杉 本 皆 雄

福生市議会議長

石 川 信 義 殿

昭和46年3月10日

殿

// 大野行夫 (印)

監査の結果報告書

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 3 項の規定により、定期監査を実施したので、同条第 8 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。



監査の結果報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条第3項の規定による定期監査

2. 監査の期間

昭和46年2月4日 / 日間

3. 監査の対象

(1) 対 象 税 務 課

(2) 期 間 昭和45年4月1日から昭和46年2月3日
まで

4. 監査の内容

課税事務及び徴収事務に関する事務手続きについて

5. 監査の結果

今回の監査は、市財政の根本をなしている税収を取扱っている税務課の諸事務について監査を実施したものであるが、全般的に年々増大する事務をよく処理し、また徴収実績も徐々に向上しており、ほぼ良好な運営がなされていると思われた。しかしながら滞納繰越分については徐々に実績は向上しているが、依然として滞納繰越額は多くなっている。よつて今後より積極的に徴収方法等を検討し、より実績をあげるよう望むものである。